

適切な水道料金の水準について

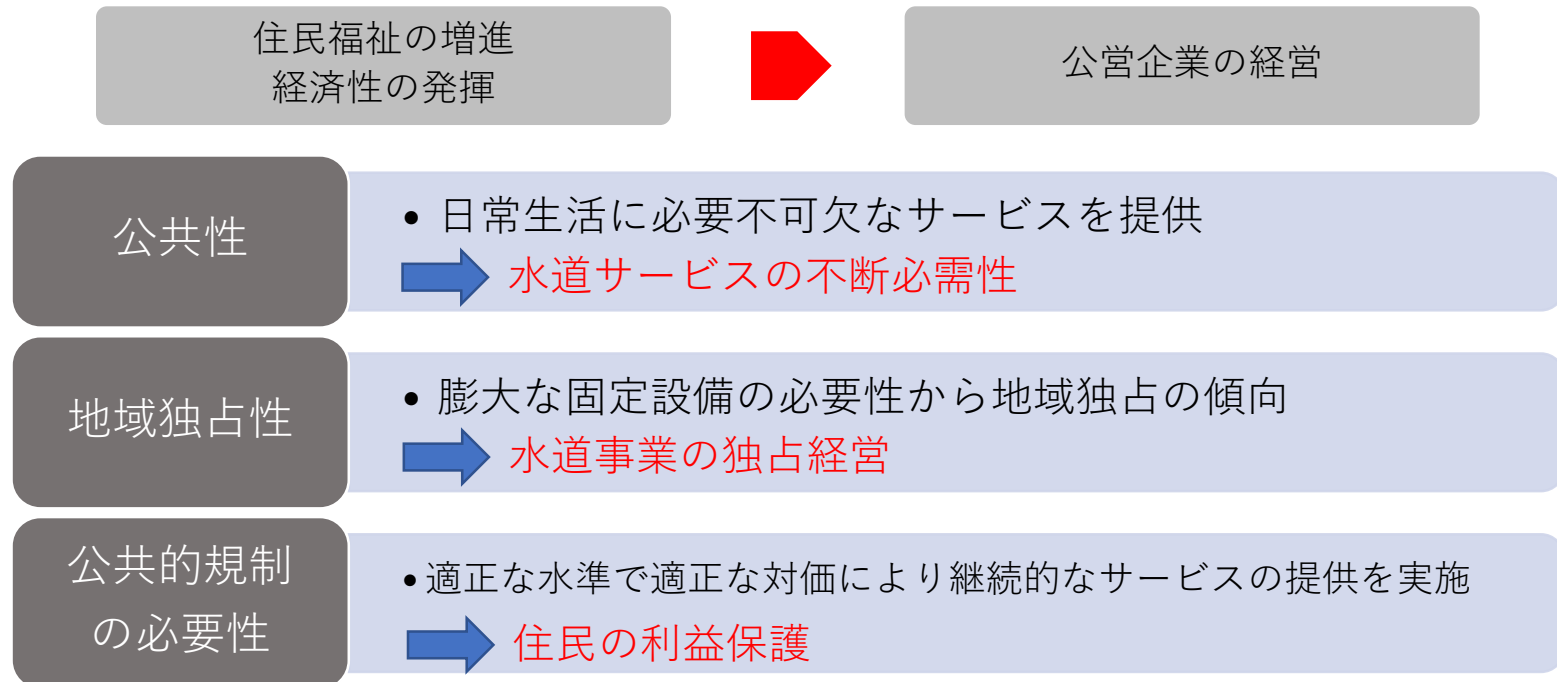
令和7年3月26日
事務局説明資料



1 適正な水道料金の検討方法

(1) 水道事業の特色

水道事業は住民が生活する上で必要不可欠なインフラであり、極めて高い公共性を担っている一方で、市町村等が、住民の福祉増進を目的として経営する公営企業であり、企業としての経済性も求められている。水道サービス水準と水道料金については、サービスの普遍的供給、サービスの即応、適正料金、サービスの安定供給等の義務原則があり適正な水準で適正な対価により継続的なサービスの提供を実施することが課されている。



1 適正な水道料金の検討方法

(2) 適正な水道料金の考え方

○地方公営企業法 第21条

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

○水道法 第14条第2項各号

- 1 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 2 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 4 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

- 
- 法令で示されている水道料金決定の原則に基づき、水道料金水準を設定
 - 適正な水道料金水準の算定にあたっては、「水道料金算定要領（※）」を用いる

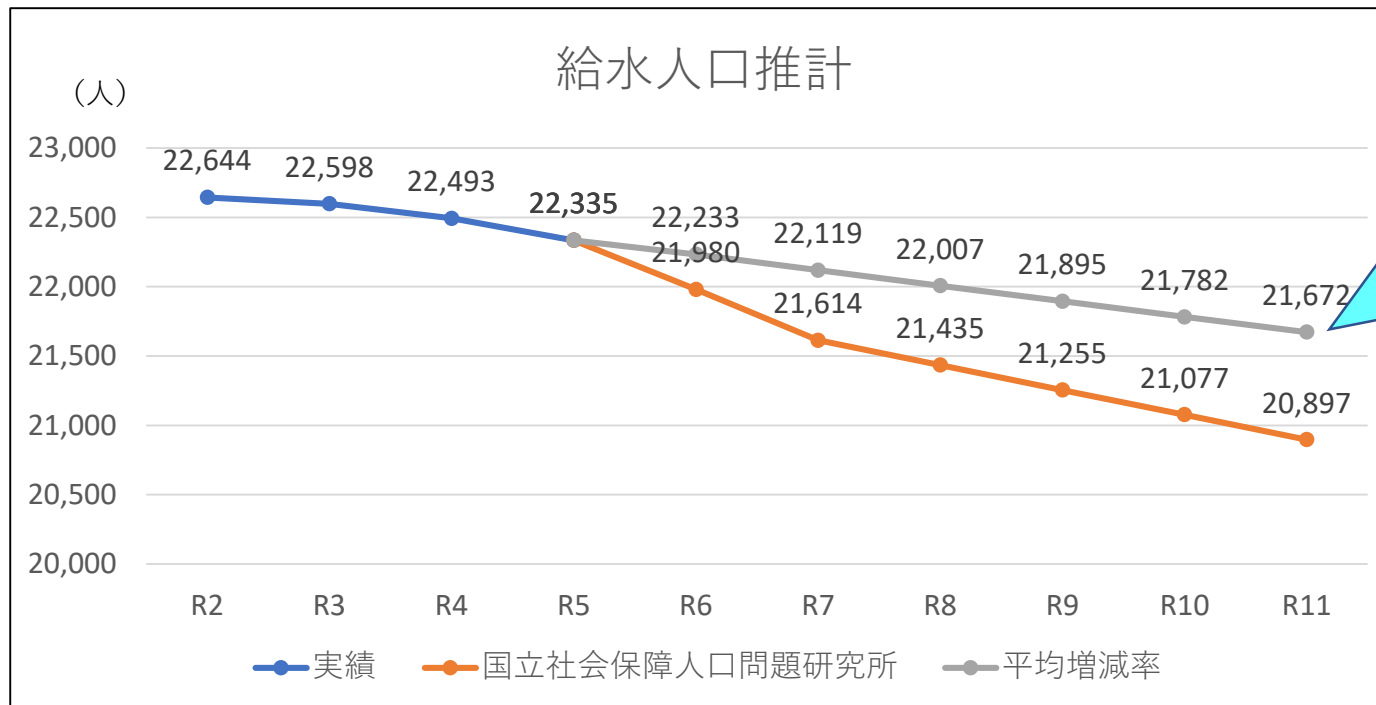
※水道料金決定の原則（法令）の趣旨に基づき、（公社）日本水道協会が策定したもの

1 適正な水道料金の検討方法

(3) 検討の方針

- 令和 6 年度以降の財政シュミレーションに基づき、適正な料金水準を検討する
- 令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を算定期間とし、令和 6 年度から令和 11 年度までの財政シュミレーションを算定
- 推計にあたっては、収入及び支出が過大・過少とならないよう、現実的な数値を用いる

(4) 給水人口の推計条件



実績の推移と比較し、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく数値では大きく人口が減少し、過少となる恐れがあるため、**平均増減率に基づく給水人口値を採用する**

※野木・野渡地区については古河市の給水区域になるため推計に含んでいない

1 適正な水道料金の検討方法

(5) 主な収入支出の推計条件

科 目		推 計 条 件
収 入	料金収入	給水人口（人）× 1 人あたり有収水量（106.99m ³ /年）× 供給単価（127.24円/m ³ ）
	長期前受金戻入	固定資産台帳及び建設改良事業計画によるシミュレーション値
	企業債	適債性のある建設改良費支出額を基に算出
支 出	人件費	R4実績額と同水準で一定
	動力費	R5実績額と同水準で一定
	委託料	R5実績額と同水準の値に計画的な点検・事業計画の更新等を反映
	思川浄水場負担金	思川浄水場の維持管理費のシミュレーション値に野木町負担割合（固定費18.3%、変動費17.9%）を乗じた値
	減価償却費	固定資産台帳及び建設改良事業計画によるシミュレーション値
	支払利息	固定資産台帳及び建設改良事業計画によるシミュレーション値
	建設改良費	建設改良事業計画に基づき見込まれる建設投資を反映 思川浄水場更新に係る投資予定額を反映

2 財政シミュレーション算定結果

(1) 現行の水道料金水準による推計

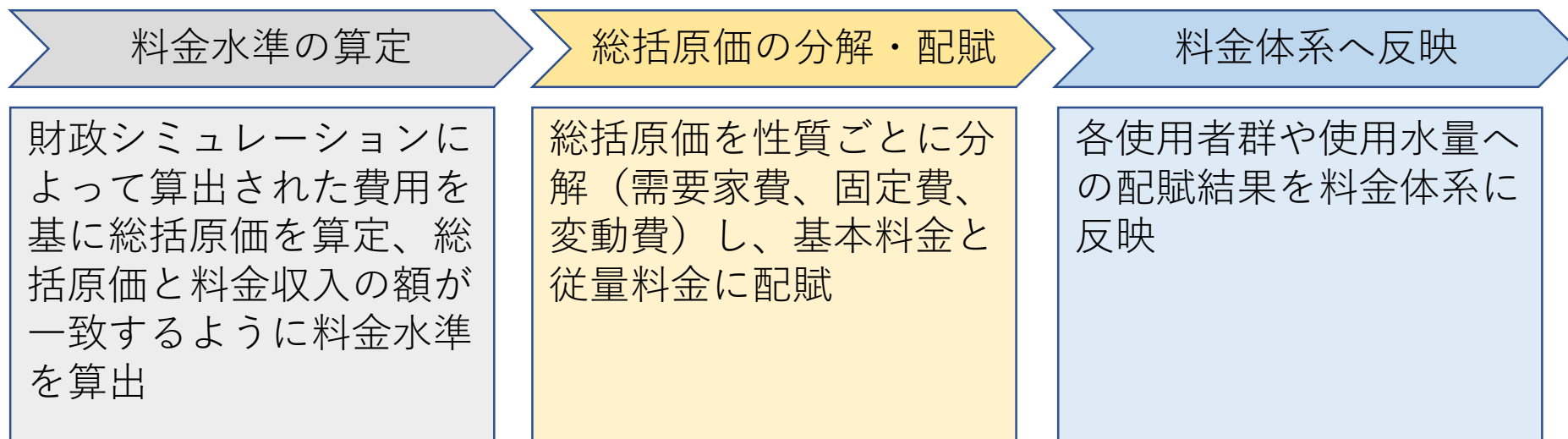
経営指標	実績	シミュレーション					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ア 損益（百万円）	▲1.7	▲16.5	▲30.7	▲39.4	▲43.7	▲47.0	▲51.3
イ 内部留保資金（百万円）	372.4	365.4	352.9	340.1	343.2	340.5	366.1
ウ 経常収支比率（％）	99.5	95.4	91.7	89.5	88.4	87.6	86.4
エ 供給単価（円/m ³ ）	128.4	127.2	127.2	127.2	127.2	127.2	127.2
オ 給水原価（円/m ³ ）	132.8	137.9	144.0	147.8	149.7	151.2	153.2
カ 料金回収率（％）	96.7	92.2	88.3	86.1	85.0	84.1	83.0
キ 企業債残高対給水収益比率（％）	212.1	237.7	253.2	277.5	300.4	323.2	506.4

主なポイント

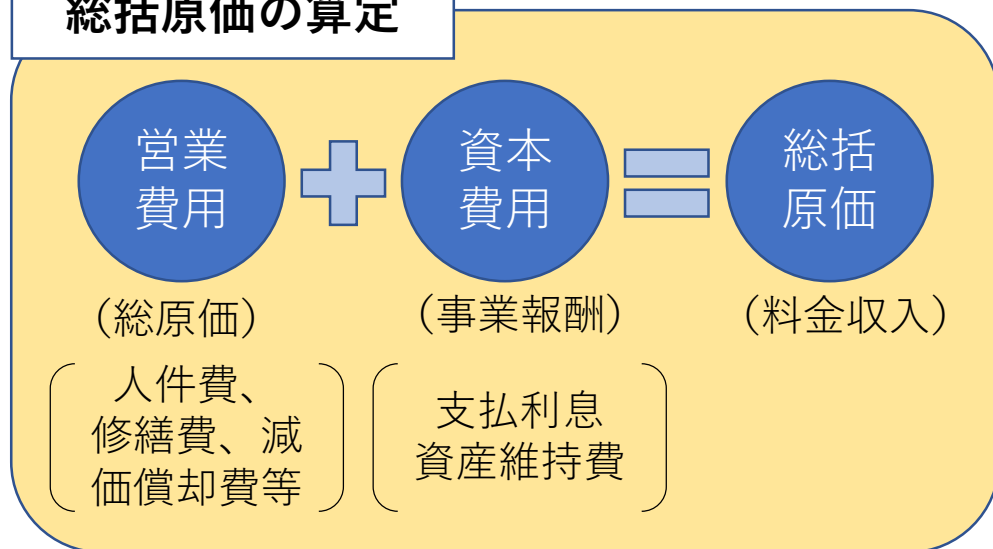
- 令和5年度時点において既に純損失を計上しており、令和11年度には5千万円を超える損失（赤字）が発生する
⇒経営状況の悪化により、現状の資産規模の維持が困難
- 料金回収率は減少が続き、令和11年度には83.0％に至るまで低下する
⇒経費の増加により給水に係る費用が増加による大きな減価割れ
- 借入額が増加することで、企業債残高対給水収益比率が500％を超える
⇒類似団体平均値の400％を上回り、借入残高が増加

3 適正な水道料金の算定

(1) 水道料金算定要領を用いた算定



総括原価の算定



- 本算定方法により、算出した原価に対応する適正な料金水準される
- 料金体系については、現行の体系も勘案し、実情に応じて検討する必要がある

※算定要領においては、資産維持費を算入し、財政基盤の強化を図ることとしているが、急激な原価の上昇による料金への影響を踏まえ、資産維持費は算入しない

3 適正な水道料金の算定

(2) 適正な水道料金の算定結果

年 度	現行見込	算定期間試算				
	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
有収水量 (千 m^3)	2,379	2,367	2,355	2,343	2,330	2,319
水道料金 (千円)	302,661	368,203	368,251	368,312	368,384	368,488
供給単価 (円/ m^3)	127.2	155.6	156.4	157.2	158.1	158.9
		算定期間平均：157.2円 $\div$ 158円（改定率24.2%）				

【料金設定の判断基準となる経営指標】

- ・ 経常収支比率・・・ 当該年度において、収益で、費用をどの程度賄えているかを表す指標、**100%以上**となっていることが必要である
- ・ 料金回収率・・・ 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、**100%を下回っている場合**、給水収益以外の収入で賄われていることを意味する
- ・ 企業債残高対給水収益比率・・・ 給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標、明確な数値基準はない（類似団体平均値R4:403.72%）

3 適正な水道料金の算定

(3) 適正な水道料金の算定結果による推計

経営指標	実績	シミュレーション					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ア 損益（百万円）	▲1.7	▲16.5	36.4	29.3	26.6	25.0	22.3
イ 内部留保資金（百万円）	372.4	365.4	354.8	326.5	341.3	360.6	389.8
ウ 経常収支比率（％）	99.5	95.4	109.9	107.8	107.0	106.6	105.9
エ 供給単価（円/m ³ ）	128.4	127.2	155.6	156.4	157.2	158.1	158.9
オ 給水原価（円/m ³ ）	132.8	137.9	144.0	147.7	149.7	151.2	153.1
カ 料金回収率（％）	96.7	92.2	108.1	105.9	105.0	104.6	103.8
キ 企業債残高対給水収益比率（％）	212.1	237.7	189.4	185.2	186.6	190.1	316.4

改善が見込まれるポイント

- 純損失が解消され、安定した黒字経営になる
⇒純利益は既存資産の改良に充てることで水道基盤の安定化を図ることができる
- 料金回収率は100%を超え、水道料金で費用を賄うことが可能になる
⇒公営企業の独立採算制の原則に基づくサービスの原価に見合う給水収益となる
- 企業債残高対給水収益比率は類似団体平均値以下の316.4%まで抑えることが可能となる。
⇒企業債の借入額が抑制可能となり、利子額を抑えることができる。

3 適正な水道料金の算定

(4) 算定後の単純比較

家事用、20 m³使用した場合

現 行		算定後
2, 530円 (税込)	24.2%	3, 142円 (税込)
	+ 612円	

● 県内25市町中21番目の高料金が算定後では15番目の高料金となる

県内	1 番目	4, 290円
	25 番目	2, 060円

(5) 今後の方針

- 老朽化対策や耐震機能を満たすために実施する思川浄水場の更新など、持続可能な水道事業の経営を図るためには改定率24.2%の引き上げが必要となった。
- 単純比較の結果は上記のとおりとなるが、料金体系の設定によって、利用者ごとに負担の比重が異なるため、本算定結果を基本とし、さらなる検討を要する
- 本シミュレーションは現行の情報に基づき算出しているため、5年ごとの検討を基本としつつ、経営上大きな影響がある事象が生じた場合は、改める可能性がある
- 各種経営指標も勘案のうえ、低廉な水道料金と健全な経営の調和のとれた料金となるよう設定する